

就労継続支援B型事業所 ティアラボ利用契約書

____様と（以下「利用者」という。）と株式会社リミックスプロダクツ（以下「事業者」という。）は、利用者が事業者から提供される就労継続支援B型事業を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」といいます。）を締結します。

第1章 総則

（契約の目的）

第1条 本契約は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく就労継続支援B型事業について、事業者が提供するサービスの内容と利用者が支払うべき料金との関係を明確にし、利用者と事業者の双方の理解と合意のもとにサービスが提供されることを目的とします。

（就労継続支援サービス）

第2条 事業者は、別紙「重要事項説明書」に定める内容の就労継続支援B型事業（以下「サービス」という。）を利用者に提供するものとします。

（契約期間）

第3条 本契約の期間は、____年 ____月 ____日からとします。

2 前項の契約期間満了の日に引き続き、利用者について訓練等給付費の支給が決定されたときは、その決定された期間、本契約は更新されるものとします。それ以降の更新についても同様とします。

3 前項の規定にかかわらず、期間満了の3ヶ月前までに利用者から更新しない旨の申し入れがあった場合、または第18条もしくは第19条により本契約が解除された場合は、本契約は終了するものとします。

第2章 サービス計画

（相談及び援助）

第4条 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者の相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の支援を行うものとします。

（個別支援計画の作成）

第5条 事業者は、利用者の個別支援計画を作成し、これに基づいたサービスを提供するものとします。

2 事業者は、個別支援計画の作成にあたり、次の各号の業務を職員に行わせるものとします。

- (1) 利用者の解決すべき課題を把握し、意向を踏まえた上で、目標、期間、内容、留意点等を盛り込んだ個別支援計画を、原則として利用開始時に提示すること。
- (2) 個別支援計画の内容を書面により利用者に説明し、同意を得た上で記名押印を受けること。
- (3) 個別支援計画に基づくサービス提供の現況等について、少なくとも6ヶ月に1回または利用者の要請があった場合、調査・検証（モニタリング）を行うこと。

- (4) 調査・検証の結果、計画変更の必要があると認められる場合は、利用者と協議して計画を変更し、書面にて同意及び記名押印を受けること。

第3章 利用料金

(利用料金)

第6条 事業者は、サービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、内容及び費用について説明し、利用者の同意を得るものとします。

- 2 利用者は、サービスの対価として、市町村が定める定率負担額及び訓練等給付費対象料金の利用料金を事業者に支払うものとします。
- 3 利用者は、前項のほか、食費および本人の希望による訓練等給付費対象外サービス（実費負担分）の対価として、別紙「重要事項説明書」に定める料金を事業者に支払うものとします。
- 4 事業者は、実費負担分に係る費用を、物価の変動等の正当な理由により改定できるものとします。その場合は、事前に説明を行い「重要事項説明書」を更新するものとします。
- 5 利用料金のうち月単位で計算されるものについて、月途中の利用開始・終了の場合は、当該月の暦日数を基礎とした日割り計算等により算出します。

(利用料金の支払い等)

第7条 事業者は、当月の利用料金の請求書を、翌月15日までに利用者へ送付するものとします。

- 2 利用者は、前項の請求額を、翌月25日までに支払うものとします。

第4章 生産活動

(生産活動と工賃)

第8条 事業者は、個々人の能力、適性に応じて作業内容を定め、適切な生産活動支援を行うとともに、その作業能力等を適切に評価し、応分の工賃を支払います。

(自立支援)

第9条 事業者は、日常生活上の支援や職場実習等の訓練に当たっては、利用者の自立支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行います。

(地域移行支援)

第10条 事業者は、生産活動を通じて、就労支援やグループホーム等による地域生活移行への支援を行います。

第5章 事業者の義務

(事業者の姿勢)

第11条 事業者は、利用者の人間としての尊厳を重んじ、法令及び諸規程を遵守してサービスを提供します。

(安全配慮・記録)

第12条 事業者は、利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。

- 2 事業者は、利用者の健康状態に注意し、必要な場合には医師と連携して適切な措置を講じます。
- 3 事業者は、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。これを行う場合は、速やかに理由を記録し、法定代理人等に報告します。
- 4 事業者は、サービス提供に関する記録を作成し、法令等に定められた期間保管します。また、利用者の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付します。
- 5 事業者は、利用者のプライバシー保護に配慮します。ただし、安全衛生管理上必要な場合には、更衣室等への立ち入り等の措置をとることがあり、利用者はこれを承諾するものとします。

(守秘義務)

第13条 事業者及びその職員は、正当な理由がある場合を除き、サービス提供にあたって知り得た利用者またはその家族の個人情報等を他に漏らしません。職員が退職した後も同様とします。

第6章 利用者の義務

(規則の遵守)

第14条 利用者は、施設利用規則および事業者の指示を守り、円滑なサービス提供に協力するよう努めるものとします。

(施設利用上の注意)

第15条 利用者は、共用施設、備品、敷地等を本来の用途に従って適切に利用するものとします。

第7章 損害賠償

(損害賠償)

第16条 事業者は、本契約に基づく就労継続支援B型事業の実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負うものとします。また、第13条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任の履行については速やかに行うものとします。
- 3 利用者は、故意または過失により事業者に損害を与え、または無断で備品の形状を変更したときは、その損害を弁償し、または原状に復する責務を負うものとします。なお損害賠償の額は利用者本人の心身の状況を考慮して減免出来るものとします。

第8章 契約の終了

(契約の終了事由)

第17条 本契約は、次の各号のいずれかに該当した場合、終了するものとします。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 訓練等給付費の支給決定が取り消された、または不要と決定された場合
- (3) 事業者が解散、破産、またはやむを得ない理由により施設を閉鎖した場合

- (4) 施設の滅失等により、サービスの提供が不可能になった場合
 - (5) 事業者が指定を取り消された、または指定を辞退した場合
 - (6) 次条（第18条）または次々条（第19条）に基づき本契約が解約・解除された場合
- （利用者からの解約）

第18条 利用者は、30日以上予告期間をおいて文書で通知することにより、本契約を解約できます。

2 次の各号に該当する場合は、利用者は即時に本契約を解約できます。

- (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合。
- (2) 事業者が守秘義務（第13条）に違反した場合。
- (3) 事業者が故意または過失により利用者の身体・財産等を傷つけた場合。
- (4) その他、本契約を継続しがたい重大な不信行為があった場合。

（事業者からの解除）

第19条 事業者は、やむを得ない理由がある場合には、30日以上予告期間をおいて文書で通知することにより、本契約を解除できます。

2 次の各号に該当する場合は、事業者は即時に本契約を解除できます。

- (1) 利用者が、契約締結時に重要事項（病歴・心身状況等）について故意に不実の告知を行い、契約継続が困難となった場合。
- (2) 利用料金を3ヶ月以上滞納し、催告したにもかかわらず支払われない場合。
- (3) 利用者の入院等により、3ヶ月以内に退院・利用再開の見込みがないことが明らかになった場合。

（終了に伴う援助）

第20条 本契約終了に際し、事業者は利用者の希望に応じ、他の事業所や医療機関の紹介など、円滑な退所・移行のための必要な援助を行います。

（精算と明け渡し）

第21条 利用者は、本契約終了時まで、未払いの利用料金を支払い、ロッカー等の私物整理および貸与物の返却を完了するものとします。

（残置物の処理）

第22条 契約終了後に利用者の私物（残置物）がある場合、事業者は利用者または法定代理人等に連絡します。

2 前項の連絡後、3週間以内に引き取りがない場合、事業者は当該残置物を適切に処分または送付できるものとし、その費用は利用者側の負担とします。

第9章 その他

（苦情解決）

第23条 事業者は、提供した就労継続支援B型事業に関する利用者等からの苦情に対して、苦情解決に関する規則にもとづき、苦情を受け付ける窓口等を設置して適切に対処するものとします。

2 事業者は、利用者又は法定代理人等が苦情を申し立てた場合、これを理由とする不当な扱いは一切しないものとします。

（身元引受人）

第24条 事業者は、利用者に対し、法定代理人が選定されるまでの間、身元引受人を求めるものとします。ただし、社会通念上、これが出来ない相当の理由があると認められる場合は、その限りではありません。

- 2 身元引受人は、本契約にもとづき利用者の債務を負うときは、利用者と連帯して履行の責任を負うものとします。
- 3 身元引受人は、前項の義務のほか、次の各号の責任を負うものとします。
 - (1) 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように事業者に協力すること。
 - (2) 第17条第2号以下の各号のいずれかに該当して契約が終了した場合、事業者と連携して利用者の状態に見合った適切な受け入れ先確保に努めること。
 - (3) 利用者が死亡した場合の遺体の引き取り、遺留金品の処理その他必要な措置を行うこと。

(協議事項)

第25条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者総合支援法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者及び法定代理人と事業者が記名押印の上、各1通を保有するものとします。

年 月 日

利 用 者

住所：

氏名： 印

法定代理人

住所：

氏名： 印

身元引受人

住所：

氏名： 印

事 業 者 所 在 地： 愛知県名古屋市中区錦2-5-33 錦21号館3F

名 称：株式会社リミックスプロダクツ

代表者氏名： 印